

2024年3月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

3月の全体の相談受付件数は計120件で、前月と比較すると28件増（新車関係6件減、中古車関係30件増、その他4件増）、対前年同月比では13件増（新車関係5件増、中古車関係8件増）となっています。

相談内容は、中古車関係の問い合わせ等が全体の約62%（74件）を占めており、その内、「中古車専門店」や「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等は中古車関係の約62%（46件）と、販売店からの問い合わせ等が多く寄せられています。

【相談者の内訳・2024年3月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	41	74	5	120
広告代理店	19	8	0	27
メーカー系ディーラー	12	20	3	35
自動車関係団体	3	15	1	19
中古車専門店	2	26	0	28
中古車情報誌社	0	0	0	0
メーカー	5	2	1	8
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	3	0	3

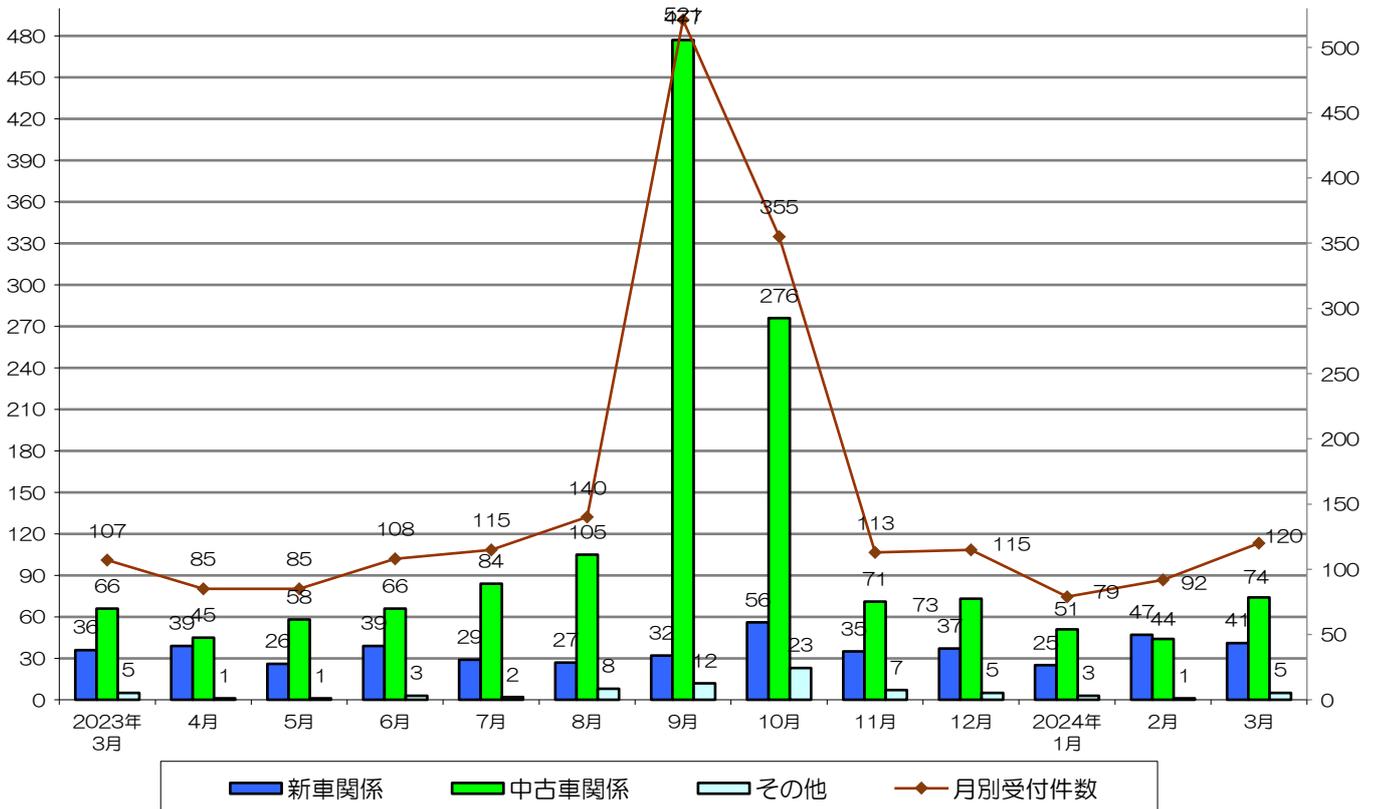


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	11
メーカー系ディーラー	9
中古車専門店	4
その他	3

【相談受付件数の推移・2023年3月～2024年3月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が37.5%を占めています。また、景品関係については、「総付景品（もれなく）」に関する問い合わせ等が寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	24	58.5%	その他相談	4	9.8%
景品関係	13	31.7%	合計	41	100.0%

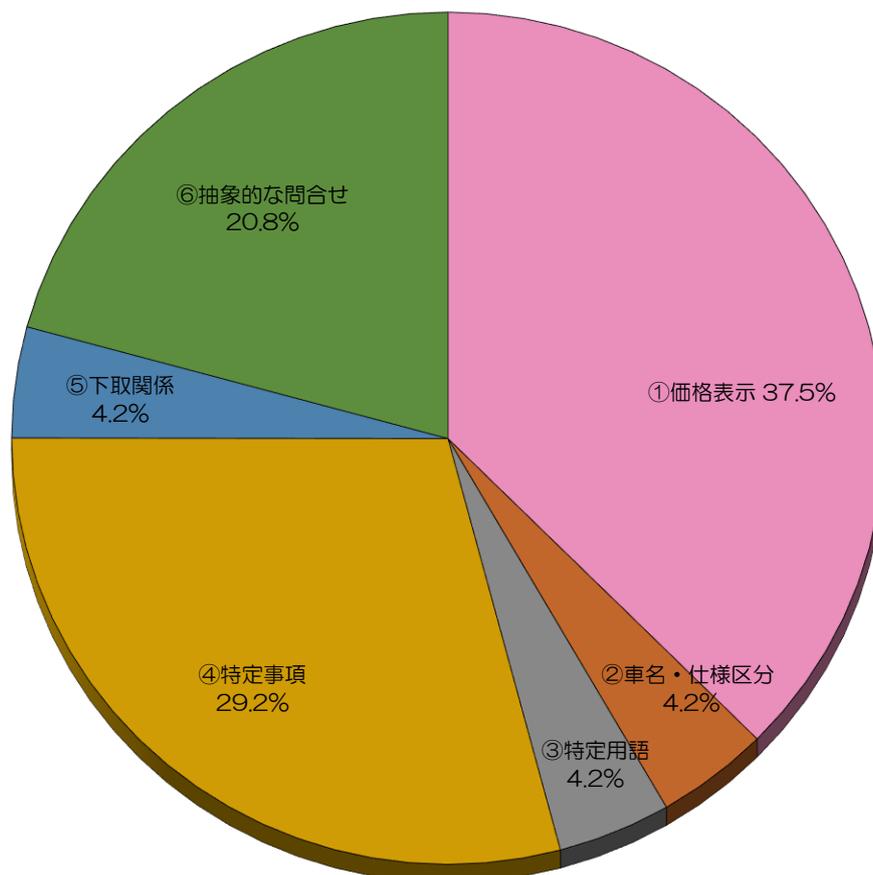
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	9	37.5%	④特定事項	7	29.2%
表示方法	1	4.2%	燃費	5	20.8%
付属品・特別仕様	1	4.2%	安全・環境	1	4.2%
値引き表示	1	4.2%	特別仕様・限定	1	4.2%
支払総額	1	4.2%	⑤下取関係	1	4.2%
割賦・リース	5	20.8%	⑥抽象的な問合せ	5	20.8%
②車名・仕様区分	1	4.2%	広告表現の可否	2	8.3%
③特定用語	1	4.2%	企画の可否	2	8.3%
新発売等	1	4.2%	抽象的な問合せ	1	4.2%
			合計	24	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	7	53.8%	オープン懸賞	1	7.7%
一般懸賞(抽選等)	2	15.4%	抽象的な問合せ	3	23.1%
			合計	13	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔来場者にもれなく景品を提供する場合の最高額〕

Q. 新車フェアに来場されたお客様にもれなく景品をプレゼントすることを考えています。フェアを告知する広告では、新車はもちろん、来店促進を図るため、オイル交換を1,000円で実施する企画を告知します。この場合、来場されたお客様にプレゼントできる景品の最高額はいくらですか？

A. 新車と併せて、オイル交換の企画の告知を行った場合、オイル交換を目的に来店したお客様にも景品を提供することになるため、取引価額は1,000円となります。

したがって、来場者にもれなく提供する（ベタ付）場合、取引価額1,000円以上であれば景品類の最高額は取引価額の20%が上限となるため、提供できる景品の最高額は200円となります。

ただし、単なる来場者を対象とするのではなく、商談・査定・試乗・アンケートプレゼント等、自動車の取引に関連した提供である旨を明示している場合は、3万円程度が取引価額となります。

〔来場者にもれなく複数の景品を提供する場合の最高額〕

Q. 週末の新車フェアで来場者プレゼントを企画していますが、①来場者全員 ②来場してアンケートに回答したお客様全員 ③試乗したお客様全員 と、それぞれの対象者に異なった景品をプレゼントしたいと考えています。お客様によっては複数の景品をプレゼント（例えば、アンケート回答者には①と②の景品をプレゼント）したいのですが、この場合に提供できる景品の最高額を教えてください。

A. 来場者に対してもれなく提供する（ベタ付）場合の景品の最高額は、自動車業界では6千円程度となります（通常、店頭で取引される商品・役務の最低額を3万円程度とした上で、その20%以内）。

今回の企画は、①来場者プレゼントだけを受け取るお客様もいれば、さらに②アンケートへの回答や③試乗を行い、3種類のプレゼント全てを受け取るお客様もいることになります。

したがって、これらの景品は全て来場者に「もれなく」提供するものであり、お客様に3種類全ての景品を提供することも考えられることから、景品の最高額（3種類の景品の合計金額）は6千円程度となります。

〔来場者にベタ付（もれなく提供）と懸賞（抽選等により提供）による景品の同時提供〕

Q. 週末の新車フェアで、①来場者全員 ②来場者の中から抽選 と、それぞれ提供方法が異なるプレゼント企画を同時に実施したいのですが、この場合に提供できる景品の最高額はいくらですか？

A. 来場者に対してもれなく提供する場合の景品の最高額は6千円程度、また、来場者に対し抽選により提供する景品の最高額は10万円（5千円未満の取引を申し出ている場合はその20倍が上限）となります。

今回の企画のように、来場者にもれなく提供する企画と、抽選により提供する企画を同時に実施する場合は、もれなく提供する企画と抽選により提供する企画の景品類の額がそれぞれの制限の範囲内であれば、両方の企画を同時に実施することは可能です。

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が47.0%、次いで『税金・諸費用』に関する問い合わせ等が15.2%を占めており、支払総額に関連した問い合わせ等が多く寄せられています。また、「割賦・リース」に関する問い合わせ等も寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	66	89.2%	その他相談	5	6.8%
景品関係	3	4.1%	合計	74	100.0%

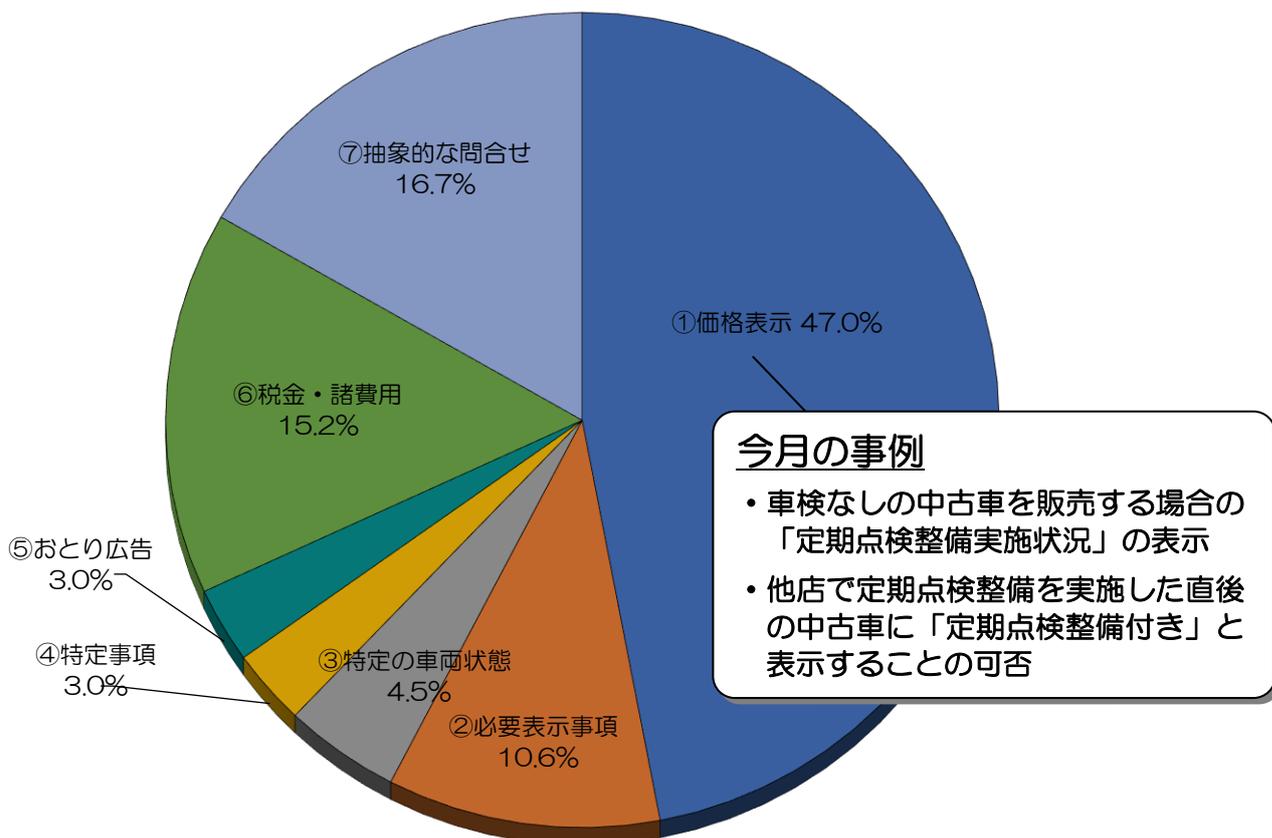
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	31	47.0%	③特定の車両状態	3	4.5%
表示方法	4	6.1%	④特定事項	2	3.0%
値引き表示	1	1.5%	限定	2	3.0%
支払総額	18	27.3%	⑤おとり広告	2	3.0%
割賦・リース	7	10.6%	⑥税金・諸費用	10	15.2%
その他(価格)	1	1.5%	諸費用	9	13.6%
②必要表示事項	7	10.6%	その他(税金・諸費用)	1	1.5%
使用区分	1	1.5%	⑦抽象的な問合せ	11	16.7%
車検証の有効期限	1	1.5%	広告表現の可否	4	6.1%
記録簿の有無	2	3.0%	企画の可否	5	7.6%
整備実施状況	2	3.0%	抽象的な問合せ	2	3.0%
車台番号	1	1.5%	合計	66	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	100.0%
合計	3	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔車検なしの中古車を販売する場合の「定期点検整備実施状況」の表示〕

Q. 車検なしの中古車を入庫点検したところ、特に不具合等は見られなかったため、定期点検整備を実施しないで販売しようと考えていますが、この中古車を広告に掲載する場合、「定期点検整備なし」と表示し、定期点検整備費用を「車両価格」に含まない「支払総額」を表示することは可能ですか？

A. 販売する中古車に「要整備箇所」がなく、車検に合格し、お客様名義に登録することができ、公道を安全に走行できる状態で納車することができるのであれば、車検証の有効期限を「検切れ」や「検なし」と表示した上で、「定期点検整備なし」と表示するとともに定期点検整備費用を「車両価格」に含まない「支払総額」を表示することはできます。

この場合、「支払総額」の近接した箇所に、「定期点検整備（車検整備）なし」と明瞭に表示し、整備なしの車検であることが分かるように表示してください。

【注意!!】

「定期点検整備（車検整備）なし」と表示しながら、実際には「要整備箇所」があり、お客様が別途整備費用を支払い整備しなければ、車検を取得しお客様名義に登録をすることができない場合は、不当な価格表示として重大な規約違反に該当します。

〔他店で定期点検整備を実施した直後の中古車に「定期点検整備付き」と表示することの可否〕

Q. 他店で定期点検整備を実施した直後の中古車を入庫点検したところ、特に不具合等は見られなかったため、定期点検整備を実施しないで販売しようと考えています。入庫直前に他店で定期点検整備が実施されているため、広告に「定期点検整備付き」と表示し、定期点検整備費用を「車両価格」に含まない「支払総額」を表示したいのですが、可能ですか？

A. 「定期点検整備付き」と表示できるのは、**販売業者が**納車時まで、道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備を実施（販売業者が外注する場合を含む）する場合で、指定・認証工場の作成する定期点検整備記録簿が交付されるものに限られます*。

したがって、入庫直前に他店で定期点検整備が実施されたとしても、**自店で定期点検整備を実施（外注する場合を含む）せずに販売する場合は「定期点検整備なし」と表示してください。**

ただし、「定期点検整備なし」と表示した上で、「●月●日に定期点検整備を実施済みです」等、「直近に定期点検整備を実施した車両である」旨を表示することは可能です。

※中古車施行規則第12条第1号では、以下のように定められています。

- ◆定期点検整備付き・・・販売業者が、販売時以降、車両引渡し時までに道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備を実施し、購入者に点検整備記録簿等を交付するもの